

医療安全管理者の業務分担				
瀬川富美子 (医療安全管理者：兼務)	中村しのぶ (医療安全管理者：専従)	奥野 智之 (医療安全管理者：兼務)	吉田 秀人 (医療安全管理者：兼務)	林 秀隆 (医療安全管理者：兼務)
(医療安全管理室 室長)	(医療安全管理室 室員)	(医療安全管理室 室員)	(医療安全管理室 室員)	(医療安全管理室 室員)
助産師・看護師	助産師・看護師	薬剤師	臨床工学技士	診療放射線技師
1. インシデント等に関する診療録や看護記録への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行なうとともに、必要な事項を医療安全管理委員会に報告する。 2. 患者や家族への説明などインシデント発生時の対応状況について確認を行なうとともに必要な事項を医療安全管理委員会に報告する。 3. インシデント等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な事項を医療安全管理委員会に報告する。				
・専従者から報告を受け、医療安全管理委員会に報告する。	・毎日提出されるインシデント報告書をチェックし、上記内容のについて現状確認し、室長に報告する。 ・他の医療安全管理者の対応が望ましいと判断したものは依頼し、対応結果については申し送りを受け、室長に報告する。	・専従者からの依頼のあったものについて、上記対応を行う。	・専従者からの依頼のあったものについて、上記対応を行う。	・専従者からの依頼のあったものについて、上記対応を行う。
4. インシデント報告書の受付、保管を行う。				
・専従者より保管状況の報告を受け、適時、監査を行う。	・医療安全管理室に提出されるインシデント報告書のコンピュータ入力を行う。 ・原本の保管を行う。 ・保管状況を室長に報告する。			
5. その他医療安全対策の推進に関すること				
1) 医療安全管理室の業務に関する企画立案及び評価を行う。 2) 定期的に院内を巡回し各部署における医療安全対策の実施状況を把握・分析する。 各部門における医療安全対策の実施状況の評価を行い、医療安全確保のために必要な業務改善計画を作成する。 その内容を定例の医療安全管理委員会に報告する。巡回は意図的に行い、半年で1巡する。				
看護部巡回（1回／5週） 専従者とともに巡視。 看護師長と改善計画を立てる。	全部署担当巡回（1回／週） 各医療安全管理者とともに巡視。当該部署長と改善計画を立てる。	薬剤部内の巡回（1回／5週） 専従者とともに巡視。 薬剤部の医療安全管理担当者と改善計画を立てる。	臨床病理部内巡回（1回／5週） 専従者とともに巡視。 臨床病理部の医療安全管理担当者と改善計画を立てる。	放射線部内の巡回（1回／5週） 専従者とともに巡視。 放射線部の医療安全管理担当者と改善計画を立てる。
3) 医療安全管理委員会の構成員および必要に応じて各部署の医療安全管理担当者ととも業務改善計画書に基づく医療安全対策の実施状況及び評価を行うカンファレンスを週1回程度開催し、その内容を記録する。				
<カンファレンス（毎週木曜日11：30～12：30）> ・医療安全管理者全員が出席する（瀬川・中村は医療安全管理委員会委員）。 ・医療安全推進部会委員長とともにインシデントの分類・入力を行う。 ・改善の必要な事項をピックアップする。 ・業務改善を実施した部署の医療安全管理担当者が出席し、メンバー間で評価する。				
	カンファレンス内容を記録する。			
4) 各部署における医療安全管理担当者への支援を行い、それを記録する。 5) 医療安全対策の体制確保のための各部署との調整を行い、それを記録する。 6) 医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録する。				
看護部担当 (インシデント報告書に記載)	全部署担当（業務日報・インシデント報告書に記載。他の医療安全管理者担当分も含めてインシデント報告書に記載した内容を入力する。）	薬剤部担当 (インシデント報告書に記載)	臨床病理部担当 (インシデント報告書に記載)	放射線部担当 (インシデント報告書に記載)
7) 医療安全推進部会と連携して、医療安全対策に係る体制を確保するための研修を企画・実施する。				
・共同して、研修を企画・実施する。 ・必要に応じて、医療安全管理室企画による研修を行う。 ・所属部署において医療安全に関する研修を行う。				
8) 医療相談室と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談への対応を支援し、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱いを記録する。				
・所属長への支援を行う。 ・支援内容については、医療相談受付用紙に記録する。 ・医療相談内容を確認し、状況を把握する。医療相談業務日誌に確認印を押す。		・薬剤部長への支援を行う。 ・支援内容については、医療相談受付用紙に記録する。		・臨床検査技師長への支援を行う。 ・放射線部技師長への支援を行う。
9) 良質な医療を提供する体制を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部施行を実施する上での医療安全管理者としての業務を行う。				
		医薬品の安全使用のための業務手順、研修、安全情報収集等に関する支援を行う。	臨床病理部の取り扱う医療機器の保守点検、研修、安全情報収集、安全使用に関する支援を行う。	放射線部の取り扱う医療機器の保守点検、研修、安全情報収集、安全使用に関する支援を行う。
医療安全管理委員会委員として、医療安全管理に関わる業務を行う。	医療安全管理委員会委員として、医療安全管理に関わる業務を行う。 業務日報に記載し、統括医療安全管理者に業務内容を報告する（専従者のみ）。 毎日、室長に日報報告する。	室長より、医療安全管理委員会に関する必要な事項について指示を受け、医療安全管理業務を行う。	室長より、医療安全管理委員会に関する必要な事項について指示を受け、医療安全管理業務を行う。	